

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 神戸 航介

神戸航介氏の論文『日本古代財務行政の研究』は、古代国家の財政について、律令官司の財務行政を中心に、律令法の日唐比較などを通じて特色を明らかにし、平安時代の財政文書の役割の分析により摂関期の財政も明らかにした、貴重な実証的研究成果である。

第一部「律令財務行政の構造と特質」では、律令官衙財政の基本構造を唐のそれと比較してその特色を解明する。官司は必要な経費をその都度申請して、それを主計寮が審査するもので、天皇が財政運用にかかわらないことを明らかにし、経費の調達制度としては律令制当初は神祇祭祀の必要物を畿内から徴収するだけだったが、やがて交易雑物制によって調達するようになること、唐の比部のような決算制度は意味が小さかったことなど、財政構造が律令制以前のあり方に規定されていることを明らかにした。また賦役令条文の逐条的検討により律令国家にとっての租税免除の意義を論じ、平安時代には国司を対象とする免除に変わっていくことをのべ、さらに日唐賦役令の比較分析を通じて、日本では唐の枠組みを継承しながら、調庸や雇役のなかにそれ以前の地方豪族が行っていた貢納制や力役の供出を継承していたことを明らかにし、律令国家財政の特徴を概観した。

第二部「平安時代における財務行政の展開」では、摂関期における財政手続で用いられる文書を取りあげる。料物の出給に使われる「請奏」を取りあげ、その機能や一〇世紀後半に成立したことを解明し、天皇の決裁のもとで儀式財源を国家全体で共有する手段であると論ずる。また位禄や大糧を地方財政から支出させる官符国宛制を分析し、従来は分権的性格が強調されてきたが、むしろ統合的側面を評価した。さらに摂関期の地方支配において、「熟国」「亡国」という概念が税物の割りあてや受領を任命する上で機能していたとし、民部省の主計寮・主税寮が行う、公文勘会における複雑で難解な地方財政上の手続に基礎的な検討を加えた。ほかに摂関期の出挙制度にみえる「加挙」について解明した。

律令財政史についての歴大な研究史をふまえた上で、それに正面から向き合い、誠実な研究姿勢がうかがわれる。律令官衙財政の特色や摂関期の「請奏」の解明は大きな成果をあげたといえ、方法論的にも最新の北宋天聖令を参照して分析し、中国史料も取り上げて唐令復原研究の進展に貢献している。ややまとまりに欠け国家財政の全体像の提示に今後の努力を期待したい点もあるが、高度な研究成果であることは言うまでもない。

以上より本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。